

8-9つくば市上下水道局公営企業会計システム調達支援等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

公募型プロポーザル方式による手続を実施するので、次のとおり参加者を募集する。

1 業務概要

(1) 業務名

8-9つくば市上下水道局公営企業会計システム調達支援等業務委託

(2) 業務の背景と目的

つくば市上下水道局は、水道事業及び下水道事業の経営において公営企業会計を採用しており、公営企業会計システムにより予算管理、収入・支出管理、決算処理、固定資産管理等の多岐にわたる事務を行っている。

現行業務は、属人化や非効率な会計処理、繁雑な予算管理、一部業務においてシステム未対応による手作業での処理などの課題があり、業務の標準化と効率化の必要性が高い。

また、現在使用しているシステムは平成29年度より稼働しているが、カスタマイズ多用による保守管理の複雑化などの課題がある。この課題を解決するとともに、電子決裁・電子請求書の導入によるペーパーレス化や業務の見直しに対応した次期システムの調達を行う必要がある。加えて、つくば市のネットワーク環境は、生産年齢人口の減少と行政需要の高度化に対応し、業務自動化による負担軽減と人的資源の重点配分を図る観点から令和8年9月に「β'モデル」への移行が予定されている。そのため、次期システムは、情報担当部署で策定される当該移行方針と次期ネットワーク環境に配慮して構築する必要がある。

本業務は、現行業務及び現行システムに係る課題を整理した上で、上記の観点を踏まえた課題解決策を検討し、それらを実現するために必要な次期システム調達に向けた支援を行うものである。

(3) 業務内容

別紙「8-9つくば市上下水道局公営企業会計システム調達支援等業務委託仕様書」による。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和10年（2028年）3月17日まで

(5) 履行場所

つくば市研究学園一丁目1番地1（つくば市役所本庁舎）

2 提案（見積り）限度額

提案限度額：67,337,000円

（令和8～9年度合計分、消費税及び地方消費税相当額を含む。）

支援業務は令和8年度から令和9年度にかけて実施するものとし、2年間の支払額の合計が上記提案限度額以内となるようにすること。

支払方法について、受託者は、目的物の引き渡し後、委託者に対して業務委託料を請求するものとする。ただし、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の7第2号に基づき、受託者は、当該契約金額の10分の3に相当する額の範囲内で前金払を委託者に請求することができるものとする。

3 参加形態

単体

4 参加資格要件

(1) 公募開始の日から契約締結までの日において、次の要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく市の入札参加の制限を受けていないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でなく、かつ、役員が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

エ 茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成6年7月14日付け監第692号）、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成6年つくば市告示第15号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始決定後又は再生手続開始決定後につくば市が一般競争入札参加資

格の再認定をしたときは、この限りでない。

カ 次の国税及び地方税に未納がないこと。

(ア) 法人の場合

国税（法人税、消費税）、本店所在地分の都道府県税（法人県民税、法人事業税）

(イ) 個人事業主の場合

国税（所得税、消費税）、本店所在地の都道府県税（個人事業税）

(2) この公募の日において、次の要件を満たしていること。

平成26年度から令和7年度までの間に、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する地方公共団体と元請として、公営企業会計システム（以下「本システム」という。）の調達支援に係る業務の委託契約を締結し、履行した実績（継続12か月を超える契約を締結し、現に当該契約を履行している場合にあっては、12か月以上履行した実績）を有すること。

5 参加申込方法等

(1) 提出書類

提出書類は以下のアからクとする。なお、提出書類は「別紙1 8-9 つくば市上下水道局公営企業会計システム調達支援等業務委託提出書類記載要領」に基づき作成すること。

ア 参加申込書（様式1）

イ 参加資格要件に係る申立書（様式2）

ウ 会社概要書（様式3）

エ 業務実績書（様式4）

オ プロジェクトマネージャー及び公認会計士に係る調書（様式5）

カ 国税に滞納がないことの証明書

キ 本店在地の都道府県税に滞納がないことの証明書

ク 商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書の写し

なお、カ～キについては、発行から3か月以内のものに限る。

(2) 提出部数

正本1部、副本1部の合計2部提出すること。

(3) 提出期間

実施要領等公表の日から令和8年（2026年）4月28日（火）まで

持参の場合の受付時間は、祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時45分から午後4時30分までとする。事前に来庁の日時を連絡すること。

郵送の場合は、提出期限までに必着とする。

(4) 提出先

「18 担当部署（問合せ先）」に同じ。

(5) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は、書類の到達通知は行わないので、郵送方法に留意すること。なお、提出期間以外に到着した参加申込書は無効とするので、郵送物等の配送遅延に注意すること。無効の場合は、提出書類を送料着払いにより返送するものとする。

6 参加申込みに関する質疑応答

(1) 提出書類

参加申込みに係る質問書（様式6）

(2) 提出期間

実施要領等公表の日から令和8年（2026年）4月20日（月）午後4時30分まで

(3) 提出先

「18 担当部署（問合せ先）」に同じ。

(4) 提出方法

電子メールにより提出し、送信後に電話にて担当部署への受信確認を必ず行うこと。なお、電話及び直接来庁による質問には応じない。

(5) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年（2026年）4月23日（木）を目途に、つくば市のホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行わない。
なお、回答は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。また、同趣旨の質問はまとめて回答する。

7 参加資格の審査及び結果の通知

参加申込みをした者の参加資格を審査し、審査結果を参加申込者全員に対して、電子メール及び郵送にて通知する。なお、参加資格を満たした者が4者以上になった場合、書面審査により一次審査を行い、企画提案審査を行う3者を選定する。一次審査は「別紙2 評価基準及び配点表」により評価する。参加資格審査結果又は一次審査結果の通知は、令和8年（2026年）5月7日（木）を予定している。

参加資格を満たさないと判断された者は、その理由について、以下の(1)～(4)の方法で説明を求めることができる。

(1) 提出書類

審査結果に対する説明要求書（様式7）

(2) 提出期間

参加資格審査結果の電子メールの通知日の翌日から起算して7日以内（土日祝日を除く。）

(3) 提出先

「18 担当部署（問合せ先）」に同じ。

(4) 提出方法

電子メールにより提出し、送信後に担当部署へ受信確認を必ず行うこと。
なお、電話及び直接来庁による質問には応じない。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（表紙）（様式8）
- イ 企画提案書（プレゼンテーション資料）（任意様式）
- ウ 業務スケジュール（任意様式）
- エ 業務実施体制（任意様式）
- オ 価格見積書（任意様式）
- カ プレゼンテーション出席者報告書（様式9）

(2) 提出部数

各16部（正本1部・副本15部）とそのPDFデータ
※副本15部は正本の写しで可。

(3) 提出期間

参加資格審査結果の電子メールによる通知日から令和8年（2026年）5月26日（火）まで

持参の場合の受付時間は、祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時45分から午後4時30分までとし、事前に来庁の日時を連絡すること。

郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

(4) 提出先

「18 担当部署（問合せ先）」に同じ。

(5) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は、提出書類の到達通知を行わないので郵送方法に留意すること。なお、PDFデータは電子メールで提出すものとし、送信後に担当部署へ受信確認を必ず行うこと。

9 企画提案に関する質疑応答

企画提案書等の提出に関して質問がある場合には、以下の(1)～(5)の方法で質問を行うこと。

(1) 提出書類

企画提案に係る質問書（様式 10）

(2) 提出期間

参加資格審査結果の電子メールによる通知日から令和 8 年（2026 年）5 月 14 日（木）午後 4 時 30 分まで

(3) 提出先

「18 担当部署（問合せ先）」に同じ。

(4) 提出方法

電子メールにより提出し、送信後に電話にて担当部署へ受信確認を必ず行うこと。なお、電話及び直接来庁による質問には応じない。

(5) 回答方法

質問に対する回答は、令和 8 年（2026 年）5 月 18 日（月）を目途につくば市のホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行わない。

なお、回答は、本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。また、同趣旨の質問は、まとめて回答する。

10 提出書類の記載要領

提出書類の記載要領は、「別紙 1 8-9 つくば市上下水道局公営企業会計システム調達支援等業務委託提出書類記載要領」のとおりとする。

11 企画提案審査の方法等

(1) 候補者選定委員会の設置

適正な審査を実施するため、「8-9 つくば市上下水道局公営企業会計システム調達支援等業務委託候補者選定委員会」を設置し、企画提案に係る審査及び評価を実施し、本業務の履行に最も適した候補者を選定する。

(2) 企画提案審査（プレゼンテーション）

ア 実施日

令和 8 年（2026 年）6 月 8 日（月）を予定する。

正式な日時や集合場所等は、参加者ごとに案内する。

イ 出席者

出席者は 3 人以内とし、本業務を担当するプロジェクトマネージャーが含まれるものとする。

ウ 実施時間

プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分程度とする。

エ 留意事項

プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書の内容によること。なお、追加提案や追加資料の配布は認めない。また、プロジェクトリーダーやス

クリーン等については市において用意するが、パソコンは参加事業者が用意すること。

(3) 審査基準

プロポーザルの審査基準は「別紙2 評価基準及び配点表」のとおり

(4) 審査結果による選定

提出された提案書類、プレゼンテーション及びヒアリングについて、「別紙2 評価基準及び配点表」に基づいて審査及び評価し、提案者ごとに委員長及び各委員による評価点の合計で順位を付け、第1順位の最も多い者を候補者として選定する。なお、第1順位の最も多い者が2者以上であるときは、次の順序により比較し、順位を決定する。

- ① すべての審査項目の委員長及び各委員の評価点の合計
- ② 「各業務の実施方針・考え方」に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計
- ③ 「業務実施体制等」に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計
- ④ 「経済性」に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計

また、採点結果が次のア又はイに該当する場合には、候補者として選定しない。

- ア 委員長及び各委員の評価点の合計で、6割未満を付けた委員が2人以上いた場合
 - イ 出席委員全体の平均点が6割未満だった場合
- なお、参加者が1者のみの場合においても、審査を行うものとする。

12 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果の通知

審査の結果を参加者全員に対し、審査日の翌日から起算して7日以内（土日祝日を除く。）にプロポーザル審査結果通知書を電子メール及び郵送にて通知する予定である。

なお、候補者として選定されなかった者は、その理由について、以下のア～エの方法で説明を求めることができる。

ア 提出書類

審査結果に対する説明要求書（様式7）

イ 提出期間

審査結果の電子メールの通知日の翌日から起算して7日以内（土日祝日を除く。）

ウ 提出先

「18 担当部署（問合せ先）」に同じ。

エ 提出方法

電子メールにより提出し、送信後に担当部署へ受信確認を必ず行うこと。なお、電話及び直接来庁による質問には応じない。

(2) 審査結果の公表

「つくば市プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関するガイドライン」に基づき公表する。

13 契約締結までのスケジュール

項目	日程
実施要領等公表	令和8年(2026年)4月15日(水)
参加申込書提出期間	実施要領等公表の日から 令和8年(2026年)4月28日(火)まで
参加申込みに係る質問書の提出期限	令和8年(2026年)4月20日(月) 午後4時30分まで
参加申込みに関する質問への回答	令和8年(2026年)4月23日(木) (予定)
参加資格審査結果通知	令和8年(2026年)5月7日(木) (予定)
企画提案書提出期間	参加資格審査結果の電子メールによる通知日から 令和8年(2026年)5月26日(火)まで
企画提案に関する質問書の提出期限	参加資格審査結果の電子メールによる通知日から 令和8年(2026年)5月14日(木)午後4時30分まで
企画提案に関する質問書に対する回答	令和8年(2026年)5月18日(月) (予定)
候補者選定委員会による審査(プレゼンテーション)	令和8年(2026年)6月8日(月) (予定)
審査結果の通知	候補者選定委員会による審査日の翌日から起算して7日以内(土日祝日を除く。)
契約締結	令和8年(2026年)6月下旬予定

14 受託候補者との協議・契約

選定された受託候補者と本市との間で委託条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成の上、随意契約により業務委託契約を締結する。その際、選定された企画提案書等の内容は、業務委託契約仕様書に適切に反映するものとする。

ただし、受託候補者と本市との協議が整わない場合、又は受託候補者が委託業務の遂行を継続することが困難となった場合には、原則として次点候補者と協議を行う。

なお、受託の辞退等により本市に損害が生じたときは、その費用を請求する場合がある。

15 提出書類の扱い

- (1) 提出書類は、受託候補者の選定以外の用途において、参加者に無断で使用しないものとする。ただし、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 書類提出後の差し替え及び再提出は、原則として認めない。
- (4) 提出書類に係る情報公開請求があった場合は、つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）に基づき、当該提出書類を公開することがある。

16 失格

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 提出された価格見積書の見積額が提案限度額を超えている場合
- (4) プレゼンテーションに出席しなかった場合
- (5) 契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (6) その他、候補者選定委員会が適当でないと判断した場合

17 その他実施上の留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 参加申込後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式11）を令和8年（2026年）5月26日（火）午後4時30分までに「18 担当部署（問合せ先）」メールアドレス宛てに電子メールで提出すること。電子メールの件名を「（参加辞退）8-9つくば市上下水道局公営企業会計システム調達支援等業務委託」とすること。
送信後に電話にて担当部署へ受信確認を必ず行うこと。なお、電話及び直接来庁による質問には応じない。
- (3) 本プロポーザルにより選定された受託候補者が市と契約を締結する場合においては、本業務の全部又は主要な業務を一括して第三者に委託することを禁止する。ただし、本業務の一部を第三者に委託する場合で、あらかじめ市の承諾を得たとき、又は、仕様書11(1)イに示す公認会計士への委任については、この限りではない。
- (4) 本委託業務の成果物に係る著作権はつくば市に帰属するものとする。

18 担当部署（問合せ先）

つくば市上下水道局水道総務課（市役所本庁舎4階）
〒300-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
電話 029-883-1111（代） 内線4130
メールアドレス wtr011@city.tsukuba.lg.jp